

独立行政法人改革等に関する分科会第4WG
第8回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○座長 それでは、時間になりましたので「独立行政法人改革等に関する分科会第4WG」の第8回目の会議を開催させていただきたいと思います。今日は、夜の会議にもかかわらず、御出席ありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、議事に入らせていただきたいと思います。

これまでの議論を踏まえまして、報告書の案をお諮りしたいと思います。それでは、事務局から、御説明をお願いいたします。

○事務局 失礼いたします。

本日、皆様方に配付させていただいております資料は、前回のワーキンググループにおいて、骨子の検討をいただいた上、そこでいただいた意見を踏まえまして、報告書の原案、たたき台を作成させていただきまして、それを各委員の先生方にも御意見をちょうだいして、本日このような形で、案として御提示させていただくものでございます。

骨子の段階から、報告書に至るまでに膨らんだもの、若干変えたものを中心に、その概略だけを簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、報告書の本文の6ページ～7ページをあけていただければと思います。URの改革について検討がなされた検討の経緯と、議論の背景にあったものを書いてございます。6ページを少し補足して説明させていただきますが、今回、これまでURの改革について、長きにわたり議論が繰り返されていた背景として、一応今回は2つの考え方を提示させていただいております。

1つの考え方は、ここに書いてございます賃貸住宅事業というものは、初期の役割を終えて、市場家賃に移行していることから、民業補完に徹すれば、これは民営化すべきではないかというような考え方でございます。

これに関しましては、下に掲げていますように、これまでURというものは、自ら土地を取得して、敷地に余裕を持って住棟を配置する、いわゆる団地型の賃貸住宅経営というものを展開していました。これは、言ってみれば、財投というものの借入活用というものがあって初めて成り立つビジネスモデルだと、全体を通してまとめさせていただいております。したがって、これを民営化すれば、結果的には国民負担を生じかねないというような難しさがある。

他方、8ページに移っていただければ、真ん中辺に「もう一方の考え方は」と書いてございますけれども、URというものが、その事業資金のほとんどを有利子負債に依存し、金利上昇など、深刻なリスクを乗り越えていくためには、現状の財投の活用などのメリットを維持しながら、収益を最大化すべきではないかという考え方がございます。この考え方も、これをあくまで追求していけば、最終的には、セーフティーネットなど、公の機関としての期待に応えられなくなるということもあり、また民業圧迫との批判を増大させかねない。ひいては財投を活用することの妥当性に疑義が生ずる恐れがあるということですので、このように、URについては民業補完を追及していけば、国民負担のリスクの増大につながりかねず、また、収益最大化を追求していけば、財投機関としての妥当性が問われか

ねないという難しさがあり、この改革に当たっては、民業補完の徹底と、財務構造の健全化の両立を図ることが不可欠であるとしてございます。

したがって、全体として、この両立をさせるために、改革の視点として、今後、URの役割とは何か。それから乗り越えるべきURの財務的な課題というのは何かというようなところを具体的に検証して、その上で、財務構造の健全化に道筋をつけた上で、民業補完の観点からの、その是正を実現する時間軸を持った改革のシナリオを示すことを今回の視点としてとられているというところでございます。

皆様方、10ページをおあげいただければと思います。10ページ以降は、今後のURの役割を少しまとめてございます。かいつまんで申し上げれば、都市再生事業につきましまして、真ん中辺に書いてございますけれども、今後は大都市の都市再生を進めるとともに、人材・ノウハウというものが不足する自治体と連携し、地方都市の再生を提案、コーディネートする役割が期待されるということ。ただし、この役割を果たしていく上で、現状においては民業圧迫との批判から、事業の参画範囲はかなり限定した形になっていて、民間のニーズにこたえた事業資源を推進するとともに、リスクに見合った適正な収益を確保する仕組みを構築することが必要としてございます。

他方、賃貸住宅事業は11ページでございますけれども、これもかいつまんで申し上げれば、勤労者向けの住宅供給、あるいはタワーマンション建設の契機となった都心居住の推進といった政策目的は終了しております。人口減に従って、ストックの再編を進めてきているということがございますが、他方で、居住者の高齢化、低所得化というものが顕著でございます。したがって、今後の役割としては、規模を計画的に縮小するということの前提のもとで、既存団地において、高齢者等の住宅セーフティネット機能を果たすことを役割とすべきとしてございます。

ただし、次のページでございますけれども、URというものは、財投機関として、償還確実性を確保する必要がございます。したがって、そこは市場家賃というものを前提として運営していくわけでございますけれども、その際、高齢者等のよう配慮者に対して、URが一部負担して実施している家賃減額措置というものがございますが、これは他の供給主体との衡平性というものを考えても、そのコストは公費で負担すべきではないかということをもとめてございます。

また、災害復興事業は、ありていに申し上げれば、復興事業がピークを迎える時期に、最優先課題で取り組むために、所要人員の確保が必要だということで、ここで、これまで進めてきた人員削減、これは5年間で2割削減ということでございます。これは達成する見込みでございますけれども、今後の人員規模については、現状の水準を確保・維持していくことが適当としてございます。

また、ニュータウンにつきましましては、26年度以降に残ってしまう工事を早期に完成させるとともに、損失の最小化というものに努めながら、30年度までの供給・処分の完了というものに、しっかりと期限を示して取り組むということを示してございます。

他方、次の 14 ページからが、もう一つ別の視点でございまして、UR が抱える財務上の課題でございます。これに関しましても要約させていただきますと、UR の今後の経営環境につきましては、金利の上昇による利払いの増、人口減少による家賃収入の低下、老朽化による修繕費の増加といったリスクが指摘されてございます。しかし、現状の財務体質は、こうしたリスクへの対応力に乏しいと言わざるを得ない。こうしたことから、体質改善が急務でございますが、検討に当たっては、今回は、UR に対して一定の前提を置いた 20 年間の経営見通しに基づく試算の提示を求め、具体的に分析・検討を行ったとしてございます。

その結果、このページの下に書いてございます「上記の前提を置いた試算によれば」というところでございます。これは、今後 10 年間で金利が 2 % 上昇すると仮定しますと、賃貸住宅部門については、現状 490 億円の純利益が、10 年後にはマイナスに転じて、20 年後にはそのマイナス幅は 980 億円であるというような試算を計算させていただいております。

こうした厳しい見通しの中で、UR が持続的な経営を維持していくことが大事でございます。そのためには、多額の負債を可能な限り早期に削減することが不可欠でございます。こうした観点からは、徹底した経営健全化策によって、キャッシュフローの最大化を目指すことが適当ということをもとめてございます。

16 ページ以下が具体的な経営改革の中身でございます。ここも少し概略いたしますと、今回の検討、改革に当たりましては、時間軸を持った改革をしていくことが重要という観点から、まずは賃貸住宅事業の収支改善策というものを早期に行って、比較的金利上昇の影響力の少ない現段階で、そこで出てくる収益をもとに、団地の統廃合というものを前倒しで実施するということが肝要であると考えております。金利上昇の影響が顕在化してくる時期であっても、こういうことを前倒しですることを通して、持続的な経営が確保できる、そういった時間軸を持った改革を行うことを重視してございます。

今回の改革による賃貸住宅の経営改善効果というものを、真ん中辺に示してございます。今回の経営改善効果は、キャッシュフローベース、それから損益ベースともに、20 年間で 1 兆円程度という試算を掲載させていただいております。これが実現すれば、金利上昇等の影響が本格化する時期にあっても、収支相償が維持できる。それから有利子負債につきましては、この 20 年間で 3 兆円の削減が見込まれるということを明記してございます。

以下、その具体的な経営改善策を、るる示しているところでございます。

まず、都市再生事業につきましては、開発型 SPC への出資、あるいは譲渡でなく賃貸という形を含めて、民間との共同事業など、民間との連携手法を多様化するということがその旨として書いてございます。

また、賃貸住宅事業については、17 ページでございまして、まず、都心部のタワーマンションなどの高級賃貸住宅については、約 1 万 3,000 戸を対象に、平成 26 年度より順次サブリースによって、上下分離方式というものを導入し、収益を改善させる。そして財務構造の健全化に道筋をつけた後は、賃貸住宅事業の経営の過度な負担とならない限り、売却

すべきと掲げてございます。

さらに、その他の賃貸住宅につきましても、まず住宅管理業務の効率化といたしまして、ここは関係会社が行っています修繕業務につき、26年度から3年間で、10%のコスト削減を図る。その達成状況を見きわめた上で、URとの資本関係や、業務の範囲など、当該関係会社のあり方について、29年度中に、その結論を得るとしてございます。

また、ストックの再生という観点に関しましては、個別団地の収益性等に着目し、収益効果が高いところに集中投資をする一方で、収益性が低いところについては、一定損失を出したとしても、統廃合を加速すべきだということにしています。このため、現状、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」というものに基づく具体的な実施計画を26年度に作成すべきだとしてございます。

さらに、次の19ページに掲げました、家賃の設定方法等の見直しといたしまして、これは改定幅・スピードともに、「下がりやすく、上げにくい」仕組みとなっている現状の家賃設定方法について、1つは、継続家賃は維持しつつも、募集家賃については、稼働率など、その需給の状況に応じて、機能的、柔軟に引き下げ・引き上げができるようにする。あるいは、家賃改定ルールにつきましても、今後のインフレリスクに対応するため、27年度中には改定周期の短縮、あるいは引き上げ幅の拡大等の改定ルールの見直しを行うということを書いてございます。

また、このページの下、要配慮者のために必要な支援措置に係る負担等の適正化につきましても、先ほど申しましたとおり、公費で負担すべきところとございまして、これについては26年度中に結論を得るとしてございます。

ストックの再編のところで少し戻ってしまうのですが、18ページの一番下から始まる所に戻りまして、大都市近郊部で、介護が必要な高齢者の急増が予想されることから、そうした方々が在宅でサービスを受けながら、自立した生活を送れるようにすること、そうした高齢化が見込まれる地域に存する団地については、経営が悪化しないよう留意の上、福祉医療施設の誘致ということによって、地域の拠点としての活用を図るということに記載してございます。

ニュータウン事業につきましても、20ページでございますが、これは先ほどのとおり、30年までの残地の処分というものを、期限を切った上で、損失最小化を図る上で、さまざまな事業者の営業力を活用するなど、工夫を講ずるべきとしています。

関係会社の見直しにつきましても、先ほど、住宅の修繕部分のところは申し上げたとおりでございますが、関係会社全体につきましても、役員、組織のあり方、URとの契約のあり方について、整理した上で、21ページの3つ目の段落でございますけれども、最終的には、平成30年度までに、現在26社の関係会社の数を半減の13社以下にすべきだというふうに掲げさせていただきました。

最後に、今後の改革の進め方につきましても、3つ目の段落でございますけれども、国交省、URが、行革担当部局とも連携しながら、5年、10年、20年先を区切った経営改善

計画を作成し、改革の着実な進行を確保すべきであるとした上で、最後の段落に、金利上昇や、人口減少の影響といったものが発現してくる 10 年後の 35 年度に、発現状況等を踏まえて、改革案について、検証・見直しを行うことが適当であるとまとめさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○座長 どうもありがとうございました。

それでは、各委員の先生方からも、事前にこの報告書についてはいろいろ御意見をいただいで、一応盛り込んでいるつもりではございますけれども、御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員 総括的な形でコメントさせていただきます。最近、よくテレビに登場する方の顔を見て、昔あった国交省の委員会、道路公団の民営化の委員会を思い出すのですが、何人かの委員のように、私は途中で辞任させていただいたほうがいいのかなどという思いにも正直になりましたけれども、結果的にこのような形でまとめていただいで、これでしたら、私としても辞任しないで、今日を迎えられるなど思ったという感想をまず述べさせていただきます。

それからあと、私は議論の最初の 1 回目か 2 回目ぐらいのときに、話をお伺いしていて、ミルトン・フリードマンの言葉を思い出したのです。これは御記憶であるかわかりませんが、1970 年代の終わりだと思ったのですが、ミルトン・フリードマンが、何の政策に対して言ったのかは覚えていないのですが、米政府のある政策をとらえて、一度、車でひいてしまって、間違えたというので、慌ててバックして、もう一度引き直すようなものだとして評価した話があるのですが、私は、申しわけないのですが、余りにもシンプルに、タワーマンションのときの売却が語られるのを聞いていまして、そのミルトン・フリードマンの言葉を思い出したというのが私の本音のところでもあります。

財政問題のところを非常に注視したといいますか、3 年前、国交省の中で設立された、UR 問題の検討委員会にかかわらせていただいでいたのですが、そのときに、これは大変な財政問題になるなどというのを途中で気がついたので。いかに、どうやって、うまく売却をして、債務返済をしていったらいいのかということ、私なりにいろいろまとめようとしていて、具体的に検討していて、ああ、これはこのままでいくと、一般債務化する金額が相当なものになってしまうというふうに気づくのですね。ただ、気づいたタイミングが余りにも遅かったがゆえに、委員会としての全体の結論は、留保的な形にすることができたのですが、それ以上のものにすることはできなかったと。それを今回のところで何とかとは思っていたのですが、なかなかそれも難しいところがあると思います。

そういった話のところで、やはりタワーマンションの売却とかは、私はにとりまして、非常に注目しているところでもあります。それから、今回の議論のときに、私は本当に痛感したのですが、民間のところで詰めた議論というのは、とにかく具体化して、成果を得ることが第一であって、成果が出ないような、観念的な、理念だけの話という

のは、民間では全然評価されないわけです。要は、金になるかどうかが大変なわけですが、でも、どうも観念的な話というのが非常に多くあって、私はこの種の話においては、もっとプラグマティックな話が必要だと思います。

そういった意味で、タワーマンションのところなども、もう少し、具体策に移していく場合に、本当の意味で効果が出るような方法を検討、さらに深める必要があると思っています。それなりの腹案は私としても持ちましたけれども、今日は時間の関係もありますので、その辺は割愛させていただくとして、そういった意味で、稲田大臣がいらっしゃるのです、私は非常にシンプルな形での提言をさせていただこうかと思うのですけれども、今、申し上げた、プラグマティックなところがという話というのは、やはり民間の DNA だなと思うのです。金になるように詰めるというところでは、私もこの 10 年余り、いろいろな政府関係の委員会等に出席させていただきましたけれども、どうもその辺のところは全体的に欠ける。

そこで思ったのですが、今も官の方、非常に優秀な方がいらっしゃるわけですが、官の方に一定期間、民間に出向していただくというのを、例えば局長になるとか、次官になるとかの条件にされてみたらいかがかなと。もちろん、国際的な視野も持っていただくという意味で、国際機関のほうに出向していただくというのも条件かと思えますし、かつ、今申し上げたようなプラグマティックな観点というところに出向を条件とするのはいかがかなというのを提案させていただきました、UR の本体の話と違う話で申しわけないのですが、私のこの報告書をまとめるまでの経緯の中で抱いた思いというようなところでお伝えさせていただきます。

○座長 先生、どうもありがとうございました。

では、お願いいたします。幅広いところを含めてで結構です。

○委員 ありがとうございます。私はこの分野は、財政の面でも、都市計画の面でも、全くの素人ですので、ほとんど勉強させていただくばかりだったので、どこまで貢献できたのかというのは、ちょっと心苦しいところがありますが、唯一、この委員をやらせていただいて、私は UR の賃貸のユーザーだというのは認識があったのですけれども、よくよく考えてみたら、分譲のほうにもお世話になっているというのを初めて気がついたという経緯があります。そういう住民感覚でこの報告書を読ませていただいたとき、とにかく、まずはまとめたというのはとてもよかったと思うのです。恐らく UR の関係者も、そこに住んでいらっしゃる方も、ずっと不安を抱えていらしゃったので、まずモチベーションをこれ以上下げないという意味でも、まとめていただいたのは、非常に重要だったと思います。

その上で、これは将来に向けての希望ですが、今回のこの議論は 3 つポイントがあると説明いただいて、1 つは今後の UR の役割を明確にするというのは、私の言葉で言うと、ミッションが終わったので、次のミッションを再定義するという重要なポイントがあったと思います。そのほか財政の話や、改革のシナリオというところは、専門の方におつくりいただいたと思うのですが、最初の点について、つまりミッションの再定義について、

あえて言わせていただければ、私は確かに中堅勤労者向けの大量住宅と、都心居住の推進というところはミッションが終わったと説明されています。それから、住宅不足の中で、劣悪な民間住宅が出てきそうなところを、やはり一定の質を押さえたという重要な役割を果たしていたと思います。

じゃあ、本当にそれ以上役割がなかったのかといえば、次の課題がよく見えていて、それはこの報告書の中にも出ているユニバーサルアクセスの問題だと思います。報告書の中では、居住者の高齢化と低所得化というところを、URの賃貸の利用者をベースにして話されていると思いますがけれども、実は、我々が住んでいるマンションも含めて、2つの高齢化というのですか、住んでいる方が高齢化して、それから住んでいるマンションがどんどん老朽化していて、民間の住居でも、これをどうするのかということはすごく大きな問題で、しかも解が出ていないのですね。そうであれば、ユニバーサルアクセスの成功というのを、URだけではなく、ほかの民間の賃貸、あるいは分譲マンションの1つのソリューションになるようなモデルを示していくように、これからまだまだ課題があると思いますので、そこを中心に、ミッションの再定義をしていただけたらと思います。以上です。

○座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○委員 まず、私は過去に、国交省の委員会にも出たりしておりましたけれども、そのときは、少し空中戦みたいな感じを受けたのですが、今回はかなり地に足の着いたような案として出せたのではないかと。我々、いろいろな意見を申し上げ手、それを上手にまとめていただいたなと思います。

私は、どちらかという都市計画でして、都市をどういうふうにつくっていくかを考えているほうの専門ですけれども、そういった意味で言うと、やはりUR、昔の公団ですが、果たしてきた役割というのは大きいのですけれども、こういった機関というのは、時代の非常に大きなニーズによってつくられるわけですが、こういう事業というのは、非常に長きにわたるので、そのときの、非常に強いニーズが、ずっと何十年間同じであるということがないのです。時々違ったニーズが出てきて、UR、当時はいろいろ名称がありましたけれども、それに応えてきているのですが、それをイナーシャのように、どんどん引きずってきているのが現実だったのではないかと思います。

今は、どちらかという法人改革ということで、URは常に俎上に乗ってきていて、組織として、本当にどうしたらいいのかというのが、多分、中におられる方もわからないし、それを見守っている人々もわからないという状況だったわけで、それを1つの方向にまとめ上げたというのは、やはりこれは、非常に重要な役割だったのだらうと思います。

先ほど、ミッションの再定義のことをおっしゃっていましたがけれども、再定義して、多くの人認めるある種の方向性を示すことによって、私はきっと、周辺から見るとものもそうですし、それから組織の中にいる人のモチベーションという意味でも、非常にプラスのものがあるのではないかと思います。ですので、ぜひこういった改革の方向性というのを、

時によっては非常に大きくスイングするというか、揺らぐことがあるのですけれども、余り揺らぎ過ぎてしまうと、結局社会も、あるいは中にいる人たちも、モチベーションが非常にずれてきて、必ずしも効率的な改革に、実は結びつかないところがあるかなと思います。ですから、重要なところを今回は出せたと思いますので、それがずれない形で、ぜひ今後進めていただければと思います。

もう一つ、あえて申し上げますと、やはり民間ではない、こういった公的機関が、比較的中立的な立場で、なおかつ少し社会貢献意識を持った組織体があるということは、私は、都市計画だと、まちづくりというのは、ある種の社会貢献をいかに実体としてつくっていくかということもありますので、ある種の宝ではないかと思います。ただし、当然非効率な、あるいはミッションが終わったものについては、どんどん変えていくべきで、そういった、変えていくことができるような仕組み自体も、今後は中でつくっていくことが重要かなと思います。

いずれにせよ、そういった意味で、これは1つの成果と言っていいのではないかと思います。以上です。

○座長 どうもありがとうございます。

私から2～3あるのですけれども、1つはURの再建を読んでいますと、国の再建というのも同じようにつくらなくてはいけないという感じがしまして、ここは13兆円で、有利子負債で、日本もGDPの2倍で、今後は非常に高い金利になる可能性がある。その中でどう再建すべきかを誰も考えていないわけです。

2番目は、こういう特殊法人の歴史的なところは、必ず、つくられるときにはそれぞれの目的があるわけですが、ある程度すると、その目的が終了したときに、それをどうするかという議論がなくて、例えば今、震災でもいろいろなものできていますけれども、それは誰ひとり反対しないわけですが、これがまた10年後、20年後になると、何であるときああいうのができたのだという議論になると思いますから、終了のときどうするか、あるいは、そこで勤務される方々をなるべく賄うとか、何かそういうこといつも考えないといけないと思いました。

3番目は、こういう特殊法人の難しさは、もうかるところをやり始めると民業圧迫だと。それで社会貢献をやりなさいと。そうすると赤字になるのが当然で、先ほどの委員の御意見ですけれども、ある程度もうかるところがあって、そして中で社会貢献をするというシステムがないと、なかなか難しいところがあるのではないかなというのが私のここの議論での印象でございました。

皆様から報告書に対して、大きなところで御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。一応この報告書の内容でよろしいという皆様の御意見でございましたので、この報告書を持ちまして、我々全員の総意とさせていただきます。

最後に、これも踏まえまして御意見を御発言いただければと思います。よろしくお願いたします。

○国土交通省 国交省でございます。本当に短期の間に、密度の濃い議論、それから、しっかり UR の実態を見ていただいた上での御議論を賜りましたこと、心から感謝申し上げます。

はっきり申し上げて、この目標は、UR も私どもも、ちゃんと何をやるべきかということが描けますので、非常にそういう意味でうれしく思っております。昨日、太田大臣にも報告をいたしました。とにかく前向きに受け止めて、太田大臣は、特に居住者の方が安心して住み続けられるようにということをおっしゃいますけれども、そのためにも改革はしっかりやらなきゃいかんということで、UR と一緒にしっかりやってくれという指示を受けました。

とにかく入りを増やして出を減らすということを徹底してまいりたいと思います。この報告が目標ではなくて、これを越えることが目標だということつもりで、UL ともども汗をかいてまいりたいと思っております。

委員の先生方、それから稲田大臣、行革事務局の皆様には、今後ともいろいろ御指導賜ることと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

○座長 どうもありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

○都市再生機構理事長 今、国交省さんがおっしゃられたとおりなのですが、今回の議論というのは、大変我々にとっても密度の濃い議論をしていただいたと思っておりますし、また実態をよく見ていただいたと思っておりますし、熱心に議論いただきました先生方、あるいは、まとめていただいた事務局の方に、敬意を表させていただきたいと思っております。

今回の報告は、言ってみれば、先ほど説明がありましたとおり、UR の財務構造の改善と民業補完という 2 大テーマを軸に、UR の具体的な改革案が議論されて、それを、時間軸を入れて整理されたというところに、現実感が増したと私は理解をしているわけでありまして。稲田大臣のリーダーシップのもとに、確実な実行が図れる改革案ということだと思っております。

また、当初、私が申し上げました UR の職員のモラル維持というか、将来展望が欲しいと。そういう議論をしていただきたいというお願いをしたわけですが、10 年、20 年、いろいろなシミュレーションも議論していただきましたし、そういう意味では、1 歩、2 歩、進んだのではないかと思っております。

これまでの UR をめぐる行革議論というのは、毎回、議論のための議論、あるいは改革のための改革、行革のための行革というような色彩があって、どうもビンボールであったり、ワンバウンドであったり、なかなか打ちにくいということだったので、今回の球は、我々にとって大変厳しい球でありますし、ある面では、ちょっと癖玉的なところもないわけではないのですけれども、ストライクであることは間違いのないわけでありまして、

ツーストライクを取られた UR にとっては、これを見逃せば三振とっております。そういう意味では、これを思い切って振るという覚悟で今後は臨んでまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、この改革を実行するに当たっては、これまでにない制度、あるいは枠組みというのを見直していく必要があるわけございまして、その面で、国交省さん初め、関係省庁の皆さんに、引き続き御協力をお願いしたいということでございまして、UR といたしましては、民間的手法を最大限に取り入れて、役職員一丸となって、スピード感と使命感を持って、改革に今後取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○座長 理事長、どうもありがとうございました。

それでは、稲田大臣から御挨拶いただきますが、カメラに入っておりますので、ちょっとお待ちいただきたいと思っております。

(カメラ入室)

○座長 それでは、報告書のとりまとめを受けまして、稲田大臣のほうから一言御挨拶をお願いできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○稲田大臣 10月11日の初会合から、8回にわたって議論をギュッと詰めた形で、建設的にいただいて、今日はこういう報告書をまとめていただいたことに、本当に感謝をいたします。最初の初会合と今日しか出席はできなかったのですが、ずっと事務方からも、議論の様子なども伺って、私なりの意見も述べてきたところです。

初会合のときに、ちょっと年末までにまとめろというのは難しいというようなお話もあって、私も、確かにかなり厳しいなとも思ったのですが、私が大臣に就任いたしましたから、独法改革については、第一次安倍内閣以来の、改革の集大成ということで、総理から、年末までに個別独法をと言われたときに、やはり UR の問題については、ワーキンググループを1つ特出しして改革についての道筋をつけたいと思っておりましたので、今日こういう形でまとまったことに感謝いたします。

また、本日最終日においても、委員からは、民の感覚ということで、官僚が民間に出向して、また戻ってきて、そしてそういう人が偉くなる。まさしく私は今、公務員制度改革をやっておりまして、幹部候補育成過程において、幹部候補が民間やら、あとは国際的な感覚を身につけるといっても、1つ課題にしておりますので、今日委員から言われたことも、きちんとやっていきたいと思っております。また、委員から、ミッションの再定義ということで、まさしく UR の当初のミッションを終えて、でも新たな再定義ということを、この報告書の中でも示していただいたことに感謝をいたしたいと思っております。また、都市計画という役割、そしてその組織としての方向性も示すべきだというお話もいただきました。今日欠席された委員からもさまざまな提言をいただいて、座長からは、この UR の改革は、まさしく国の財政再建改革と同じ問題があるということもおっしゃっていただいて、本当にそのとおりでなと思えました。

この報告書では、そういった、今まで何回となく改革の道筋、報告がなされながらも、

実行ができなかった、その背景は何かということも掘り下げていただいて、やはりそれは、URを取り巻く課題の複雑さにあったのだと私は思います。そして、この報告書の中で、今後のURの役割、そして、財務上の課題の具体的な検証、そしてURの事業のあり方、また関係会社の整理合理化というところまで掘り下げていただいて、しかも時間軸を持った、包括的かつ具体的な改革を提言いただいたと思います。やはり、改革というのは、実行が伴って初めての改革で、それが、どうしたら実行できるのかというような改革案では、私は絵に描いたもちではないかと思えます。そういう意味で、改革の集大成としての本質に迫り、また、今後のURの進むべき道筋をしっかりと示していただいたと思っております。

また、国交省、URからも、この報告書に理解を示していただいて、一緒になって改革に取り組むという姿勢を示していただいた。また、太田大臣にも、さまざまな場面でいろいろな提言をいただいて、大臣からは、住んでいる人のセーフティーネットということは、きちんと考えてほしいということも、この中に盛り込ませていただいたところであります。

これからも、行革担当部局としても、引き続き、皆さんと、国交省とも、またURとも連携をして、改革を進めてまいりたいと思っております。本当にこの短期間、短い時間で、こうした実効性のある、地に足の着いた議論をしていただき、まとめいただいたことに、担当大臣として深く感謝をいたします。本当にありがとうございました。

○座長 稲田大臣、どうもありがとうございました。

このUR改革に関しましては、大臣が最初から、そして最後まで見ていただきまして、本当にありがとうございました。

それから、関係の方々にも、随分議論に加わっていただきまして、これまでと違った形で、どういうことをしなくてはいけないかということが、きちんと時間軸で示していただけたと思います。委員の先生方にも、いろいろ途中では、大分、激論もございましたけれども、皆様、どうもありがとうございました。

○座長 それでは、本日予定しておりました議事は終了いたします。カメラの方々には、済みません、これで終わりましたので、退席していただければと思います。

(カメラ退室)

○座長 先ほど稲田大臣のほうにございました、10月と、11月と、今日までで8回の議論をさせていただきまして、やっこのワーキンググループの報告書をまとめさせていただくことができました。

それでは、これは今後、親部会がありますので、そこに関しましては私から御説明させていただきたいと思えます。今日いただきました報告につきましては、この後、私と事務局から、記者への説明をさせていただきたいと思えます。

長い間、御議論ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。大臣、ありがとうございました。

これで終了させていただきたいと思えます。